

# 沖縄市チームオレンジ事業実施要綱

令和7年4月1日決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日）に規定するチームオレンジ事業に必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各法に定めるところによる。

- (1) チームオレンジ 認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるまちづくりに寄与する具体的な支援活動等を行う団体等をいう。
- (2) チームオレンジコーディネーター チームオレンジの立ち上げや運営を支援する者をいう。
- (3) ステップアップ講座 認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターを対象に、チームオレンジの運営に必要な情報等を学ぶ講座をいう。

## (実施主体)

第3条 事業の実施主体は沖縄市とする。

## (事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) チームオレンジの立ち上げ支援や相談に対する助言に関すること
- (2) チームオレンジの登録に関すること
- (3) ステップアップ講座に関すること
- (4) 前1号から3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること

## (チームオレンジコーディネーター)

第5条 市長はチームオレンジコーディネーターを配置する。

2 チームオレンジコーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) チームオレンジの立ち上げに関すること
- (2) ステップアップ講座の開催及び企画に関すること
- (3) チームオレンジの運営に対する助言に関すること
- (4) 市内のチームオレンジ間の連携構築に関すること

## (チームオレンジの役割)

第6条 チームオレンジは、地域において認知症の人及びその家族との共生のための取り組みとして、次の各号のいずれかの事項を実施する。

- (1) 認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等が気軽に集まることができる場の設定
- (2) 認知症の人及びその家族が地域で生活するためのサポート（見守り活動など）
- (3) 認知症の人及びその家族からの相談に応じた地域包括支援センター等の専門機関との連携
- (4) 認知症の症状等に関する学習を行い、認知症に対する正しい理解の推進

(チームオレンジ登録要件)

第7条 登録対象となるチームオレンジは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に所有地を有し、又は活動拠点があること
- (2) 団体のメンバーが2名以上でチームが組まれているもので、ステップアップ講座の修了者又は受講予定者が1名以上いること。
- (3) 地域において認知症の人及びその家族との共生のための取り組みを実施するよう努めること（困りごとの支援や認知症の人の意向を活動に反映するなど）

(登録申請)

第8条 チームオレンジの登録を受けようとする団体等は沖縄市チームオレンジ登録申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(決定)

第9条 市長は前条の規定による申請書を受理したときは、申請内容を審査し、登録の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により登録の可否を決定したときは、沖縄市チームオレンジ登録証（第2号様式）を申請団体等に交付する。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、チームオレンジとして登録することが適当でないと認めるときは、当該申請団体に対し、沖縄市チームオレンジ登録申請却下通知書（様式第3号）によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(変更申請)

第10条 申請団体等は、第8条の規定により申請した内容に変更があるときは、沖縄市チームオレンジ登録変更申請書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(取消申請)

第11条 申請団体等が登録の取消しをしようとするときは、沖縄市チームオレンジ登録取消申請書（様式第5号）により市長へ届け出なければならない。

2 市長は、登録されたチームオレンジが次の各号にいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録要件に適合しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録の決定を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

3 市長は、前項の規定により、登録を取り消すことを決定した場合は、沖縄市チームオレンジ登録取消決定通知書（第6号様式）により、通知しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第12条 チームオレンジは、チームオレンジの参加者の個人情報を個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に収集、利用及び管理をしなければならない。

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。